

令和7年度 中小企業信用保証料補助事業(継続)

■事業内容

補助内容<補助対象者>	補助率・限度額
<p>一般枠</p> <p>■事業資金の借入の際、島根県信用保証協会に支払った保証料を助成 新規創業、設備投資に係る融資(積極的な事案)に対しては補助限度額を引上げることにより、市内商工業の活性化を支援する。 【対象となる融資】 ・島根県中小企業制度融資 ・小口追認保証制度「かなえ」 <対象:市内在住、かつ、市内で事業を営んでいる者> ※「かなえ」における補助の対象は、貸付形式が「証書貸付」および「手形貸付」のみ。(「当座繰越(カードローン)」は対象外。)</p>	<p>■補助率 10/10</p> <hr/> <p>■補助限度額 (A)資金繰・運転資金に係る融資 10万円 (B)新規創業・設備投資に係る融資 20万円</p>